# 大山崎町教育委員会議事録

一令和6年 教育委員会3月定例会一

大山崎町教育委員会

# 令和6年 教育委員会3月定例会 議事録

- 1. 日 時 令和5年3月21日(木) 開会 午前10時00分 閉会 午前10時51分
- 2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室
- 3. 議事

事	
日程第1	前回会議録の承認について
日程第2	諸報告について
日程第3	(第3号議案) 大山崎町学校運営協議会規則の制定について
日程第4	(第4号議案) 令和6年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて
日程第5	(第5号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第6	(第6号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第7	(第7号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第8	(第8号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第9	(第9号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第10	(第10号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第11	(第11号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第12	(第12号議案) 第二大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第13	(第13号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
日程第14	(第14号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
日程第15	(第15号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
日程第16	(第16号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
日程第17	(第17号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
日程第18	(第18号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
日程第19	(第19号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第20	(第20号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第21 (第21号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第22 (第22号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第23 (第23号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第24 (第24号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第25 (第25号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第26 (第26号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について 日程第27 その他

#### 4. 出席委員

教育長職務代理者 吉 川 栄 一 顕 融 套 員 宮 本 佳 子
 委 員 渕 田 瑞 希

### 5. 欠席委員

なし

#### 6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長兼文化芸術課係リーダー、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー(書記)、生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係リーダー

#### 7. 傍聴者

なし

## 会 議 内 容

教育長

それではただ今から、令和6年大山崎町教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告いたします。

【教育長諸報告事項について説明(資料のとおり)】

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明(資料のとおり)】

事務局

【生涯学習課事業(生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴 史資料館、大山崎町体育館)について説明(資料のとおり)】

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告で、質疑等がございましたらご発言ください。

委員

放課後マイプレイスについて2点教えていただけますか。

1点目は、放課後児童クラブのように更新制であるのか、一度登録すれば卒業まで継続されるものなのか。

2点目は、新入生に対してのお知らせを配付されるのかについて教えていただけますか。

事務局

放課後マイプレイス事業については、対象学年が2年生から6年生となって おりますので、1年生等に配付させていただき、周知していると考えていると ころであります。

また、一旦登録いただきますと卒業までご利用いただくことができる制度設計となっているところであります。

委員

新2年生や他の学年にお知らせは配付されるのですか。

事務局

小学校ごとに異なりますが、水曜日と火曜日にレクリエーション事業を行っておりまして、児童宛てにお知らせをし、そこで周知できているものと考えております。

教育長

他に質疑もないようですのでこれを持って諸報告を終わります。

次に、日程第3、(第3号議案)大山崎町学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。

第3号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案につきまして、ご説明申し上げます。

11 頁をお願いします。

今回の規則の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、町立学校に学校運営協議会を新たに設置するべく、必要な事項を規則として定めるため、提案するものでございます。

具体的には、議案のとおりではございますが、委員は10名以内、2年任期を考えております。母体としては、学校評議員から学校運営協議会に移行し、新たに地域の方にも委員となっていただき、学校の運営全般について、意見を述べていただくものでございます。

施行の時期は、令和6年4月1日から予定しております。

ただし、令和6年度につきましては、本議案をご可決賜ったのちに委員の人 選を行うことから、本日、別議案で提案しております学校評議員の継続を考え ております。

以上で、簡単ではございますが、第 4 号議案のご説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第3号議案に対する質疑を行います。

質疑が終結いたしまして、討論を行います。

それでは、討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第3号議案)大山崎町学校運営協議会規則の制定について、原案のとおり 可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 3 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、日程第4、(第4号議案)令和6年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて議題といたします。

第4号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局
それでは、第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

17 頁をお願いします。

本議案は、令和6年度の本町教育行政の方針として、指導の重点を定めたい ため提案するものであります。

19 頁をお願いします。

令和6年度「指導の重点」につきまして、「基本理念」「実現のための4つの基本的方向」「重点目標」等に変更はございません。

20 頁をお願いします。

「具体的施策の実践内容」につきまして、京都府教育委員会令和6年度「学校教育の重点」「社会教育を推進するために」の内容を踏まえ、前年度から具体的な内容の追加等を行っております。

なお、内容の追加等の変更箇所につきましては、下線によりお示ししております。

まず、【重点目標 1】『確かな学力の育成』①について、「主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善や、振り返り学習を充実するなど、基礎基本を身に付ける取組の推進」としておりましたが、「基礎基本の確実な定着を図るため、学力・学習状況調査等の実施及び分析結果を組織的な授業改善や個別支援等に効果的に活用」としています。

同じく重点目標1について、②を「学び合いの中での、コミュニケーション能力や粘り強さなどの非認知能力を育成」としていましたが、「主体的・対話的で深い学びを具現化し」、「認知能力と非認知能力を一体的に育成」を追加しています。

22 頁をお願いします。

【重点目標 11】地域社会の教育力の向上について、1 行目、「社会全体で子どもを健全にはぐくむ環境づくり」を「社会全体で子どもの学びや育ちを支える環境づくり」と変更しています。

同じく②について、2行目、「放課後マイプレイス」を追記しています。

【重点目標 12】1、2 行目の「いわゆる「人権三法」など、個別の人権問題に関する法整備が進んできていることや、新型コロナウイルスに係る人権問題など今日的な課題も踏まえ」を削除しています。

③については、「町立学校PTA、少年補導委員会、人権擁護委員会等、町内の関係団体・行政組織と連携したいじめや児童虐待の早期発見・対応等、実践的な活動の促進」としていましたが、「いじめ・虐待・体罰・子どもの貧困・ヤングケアラーへの支援について社会総がかりで取り組むための、学校、家庭、地域及び関係諸機関・団体等が連携・協働した取組の推進」と変更しています。

以上で、簡単ではございますが、第4号議案の提案のご説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第4号議案に対する質疑を行います。

委員 京都府教育委員会の指導の重点を大山崎町教育委員会が大山崎町の子ども たちに即した内容に変更されているのですか。

事務局 その通りでございます。

教育長 質疑を終結いたしまして、討論を行います。

委員 子どもたちの様子を具体的にみながら変更していくことは、前向きでとても いいことだと思います。

教育長

それでは、討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第4号議案)令和6年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 4 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、日程第5、(第5号議案)大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱についてから日程第14、(第14号議案)大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

これら10の議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第5号議案から第14号議案につきまして、提案の説明をさせていただきます。

24 頁をお願いします。

まず、第5号議案から第9号議案につきましては、いずれも「大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について」ご提案するものであります。

第5号議案では小島 弘美(こじま ひろみ) さん、

第6号議案では礒川 裕美子(いそがわ ゆみこ)さん、

第7号議案では津田 庸子(つだ ようこ)さん、

第8号議案では清水 里美(しみず さとみ)さん、

第9号議案では三浦 靖(みうら やすし) さんを、

いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通 し、適任と認め、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの任期で委嘱 しようとするものであります。

資料として30頁に「令和6年度大山崎町立大山崎小学校評議員(案)として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、以上5名の皆様は、いずれも再任となっております。

31 頁をお願いします。

次に、第10号議案から第12号議案につきましては、いずれも「大山崎町立 第二大山崎小学校評議員の委嘱について」ご提案するものであります。 第10号議案では箕田 恵子(みのだ けいこ)さん、

第11号議案では吉川 理香(よしかわ りか)さん、

第12号議案では浅野 輝男 (あさの てるお) さんを、

いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通し、適任と認め、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの任期で委嘱しようとするものであります。

資料として35頁に「令和6年度大山崎町立第二大山崎小学校評議員(案)」 として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお 願いいたします。

なお、以上3名の皆様は、いずれも再任となっております。

36 頁をお願いします。

最後に、第13号議案から14号議案につきましては、いずれも「大山崎町立 大山崎中学校評議員の委嘱について」ご提案するものであります。

第13号議案では津田 定豊(つだ さだひろ)さん、

第14号議案では長谷川 里美(はせがわ さとみ)さん

を、いずれも人格識見高く、専門的知識を有するとともに教育に関しても精通し、適任と認め、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの任期で委嘱しようとするものであります。

資料として39頁に「令和6年度大山崎町立大山崎中学校評議員(案)」として推薦理由等を一覧で整理しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、以上2名の皆様は、いずれも再任となっております。

以上、第5号議案から第14号議案、町立各小・中学校の学校評議員の委嘱 について、簡単ではございますが提案の説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案から第 14 号議 案に対する一括質疑を行います。

一括質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。採決は、議案ごとに個別に行いますが、共通する議案名については省略させていただきます。

まず、(第5号議案)大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 5 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第6号議案)について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 6 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第7号議案)について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 举手全員です。

したがって、第 7 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第8号議案)について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 8 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第9号議案)について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 9 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第10号議案)大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 10 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 11 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 11 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 12 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 12 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 13 号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原 案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 13 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 14 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 14 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、(第15号議案)大山崎町文化財審議会委員の委嘱についてから、日程第18、(第18号議案)大山崎町文化財審議会委員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

これら4つの議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第 15 号議案「大山崎町文化財保護審議会委員の任命について」 から第 18 号議案までの 4 議案について、一括してご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料の45頁をお開き願います。

上から 4 行目の菱田委員につきましては、昨年 9 月の当委員会においてご可決賜ったところでございますが、残る 4 名の委員の皆様につきましては、令和 6 年 3 月 31 日をもって、その任期が満了となることから、引き続き令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間を改めて任命いたしたく、ご提案するものであります。

議案番号順にお名前のご紹介をさせていただきます。

建築史がご専門の石田 潤一郎 (いしだ じゅんいちろう) 先生、 民族学がご専門の八木 透 (やぎ とおる) 先生、 美術史がご専門の山名 伸生 (やまな しんせい) 先生、 歴史学がご専門の仁木 宏 (にき ひろし) 先生でございます。

なお、長年にわたり本町の文化財保護にご尽力いただきました、中尾現会長よりご勇退のご意向である旨お伺いしております事もご報告させていただきます。

簡単ではございますが、第 15 号議案から第 18 号議案までのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第 15 号議案から第 18 号議案 に対する一括質疑を行います。

一括質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。なお、採決は、議案ごとに個別 に行いますが、共通する議案名については省略させていただきます。

まず、(第 15 号議案) 大山崎町文化財審議会委員の委嘱について、原案の とおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 15 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 16 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 16 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 17 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 17 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 18 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 18 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、(第19号議案)大山崎町スポーツ推進委員の委嘱についてから日程第26、(第26号議案)大山崎町スポーツ推進委員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

これら8つの議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、第19号議案「大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について」から 第26号議案までの8議案について、一括してご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料55頁をお開き願います。

第19号議案から第25号議案の7議案につきましては、いずれも現在ご就任いただいている委員であり、毎月土曜日の夜に開催いただいております、「スポスイサタデーナイト」をはじめ、本町のスポーツ振興にご尽力いただいていることから、再任いたしたくご提案させていただいているものであります。

議案番号順にお名前のご紹介をさせていただきます。

第19号議案から

坂本 桂一(さかもと けいいち)様、

森 邦子(もり くにこ)様、 小島 弘美(こじま ひろみ)様、 津田 定豊(つだ さだひろ)様、 谷 敏郎(たに としお)様、

辻本 貴朗(つじもと たかお)様、

名越 智(なごし さとる)様、以上7名でございます。

なお、第26号議案でご提案させていただいている

梅垣 七奈(うめがき なな)様におかれましては、

現在ご自身もバスケットボールに親しまれ、本町のスポーツ振興にご協力を お願いしたところ、快諾いただけたことから、新たにご提案させていただいた ところであります。

簡単ではございますが、第19号議案から第26号議案までのご説明とさせて いただきます。

よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 教育長

ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局から説明がありました第 19 号議案から第 26 号議案 に対する一括質疑を行います。

一括質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。なお、採決は、議案ごとに個別 に行いますが、共通する議案名については省略させていただきます。

まず、(第19号議案)大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 19 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 20 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第20号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしまし

た。

次に、(第 21 議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 21 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 22 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 22 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 23 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 23 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 24 議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 24 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 25 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。

#### 挙手全員です。

したがって、第 25 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第 26 号議案) について、原案のとおり可決することに賛成の委員 の挙手を求めます。 挙手全員です。

したがって、第 26 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第27、その他を議題といたします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いしま す。

事務局

それでは、私の方から、閉会いたしました3月議会における一般質問等についてご報告いたします。

令和6年大山崎町議会第1回定例会、3月議会が、去る2月21日から3月 18日までを会期として開催されました。

2月29日及び3月1日の2日間にわたって行われました一般質問におきまして、町議会議員12名のうち、議長を除く11名の方が、様々な町行政に関する一般質問をされた中で、6名の方が教育委員会関連の質問をされたところであり、それに対して、馬場教育長から答弁をしております。

まず、西田 光宏議員からは、

2. 中長期財政計画を踏まえた令和6年度予算案について、として、国際交流 関連事業委託料に関する、目的と内容、また姉妹都市提携事業や英語教育との 関連性についての質問があり、事業の詳細について答弁を行ないました。

次に、小畑 孝信議員からは、

3. 通学路整備工事(鳥居前配水池場内通路整備工事)について、として、鳥居前配水池内の通学路整備工事に関する具体的な仕様や方針に関する質問があり、その概要について答弁を行ないました。

次に、堀内 古比呂議員からは、

2. 災害への備えについて、として、避難所となる小中学校の体育館へのエアコン設置に関する質問があり、見積もり等は実施したものの、令和6年度予算としては見送った旨の答弁を行ないました。

次に、井上 治夫議員からは、

1. 前川町政が 5 年間で進めてきた施策について、として、子育て・教育に関わって進めてきた施策に関する質問があり、G I G A スクール構想にかかる端末整備や、放課後マイプレイス事業などについて答弁を行ないました。

次に、辻 真理子議員からは、

3. 学校健康診断について、として、1月に文部科学省が発出された通知に関して、大山崎町の対応を問う質問があり、この間の大山崎町の対応などについて答弁を行ないました。

次に、朝子 直美議員からは、

2. 公共の役割を担う民間事業者との連携について、として、来年度から開設

予定の民間放課後児童クラブとの連携に関する質問があり、現在、開設に向けて緊密に連携を重ねており、今後も継続する旨の答弁を行ないました。

また、同じく朝子議員から、

3. 「子どもファースト」の学校に向けて、として、適応指導教室の名称を含め、子どもに寄り添う学校に関する質問があり、名称変更については十分な調査研究が必要だが、学校・教育委員会の姿勢として、子ども一人一人に寄り添っていく旨の答弁を行ないました。

以上のように、令和6年度当初予算に関する質問を中心に、教育課題に関わる幅広い質問に対して、現状や教育委員会としての考え方、方針などについて答弁させていただいたところであります。

次に、議案関係ですが、本日の第3号議案「大山崎町学校運営協議会規則の制定について」に関連して、学校運営協議会委員の報酬を日額3,300円と定める「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、3月18日の本会議において、原案のとおり可決されました。

最後に、予算関係であります。

今議会では令和5年度一般会計補正予算第10号と、令和6年度一般会計当初予算について、教育委員会関連予算がございましたが、補正予算第10号は原案可決されたものの、当初予算については、修正可決となりました。

修正削除された予算のうち、教育委員会に関連する予算といたしましては、「中学校給食無償化」に関する予算、「通学路整備工事」に関する予算、「国際交流事業」に関する予算がございます。

「中学校給食無償化」と「通学路整備工事」につきましては、令和 5 年度当初予算においても修正削除されており、今回の予算審議の中でも、前回修正された問題点が解消していないことなどの指摘がございました。

「国際交流事業」につきましては、この間の姉妹都市連携に関する事業との 整理を求める意見がございました。

一方で、令和6年度新規事業として、「校務系ネットワークシステム更新事業」「中学校給食公会計化事業」「民間放課後児童クラブ整備補助金、運営補助金事業」「埋蔵文化財収蔵施設実施設計業務」「文化財保存活用地域計画策定業務」などの重要事業について、予算が可決されたところであります。

我々といたしましては、議会での審議状況を踏まえ、可決された予算は速やかに、否決された事業については、その再構築を目指して、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

私からは、以上でございます。

事務局

それでは、私から学校給食費の改定及び中学校給食の公会計化につきまして ご説明申し上げます。

まず、学校給食費の改定についてであります。

学校給食につきましては、食材料費のみ保護者の皆様にご負担いただいているところであり、学校給食の実施に必要な施設、光熱水費、人件費などは町が負担しているところです。

近年の物価高騰に伴い令和5年度に学校給食費を改定いたしましたが、物価 高騰の影響を受け引き続き食材価格が高騰しており、献立の多様性や質、栄養 価を維持することが困難であることから、令和6年4月から学校給食費を改定 させていただくことといたしました。

まず、小学校給食費につきましては、現行 280 円を 305 円に 25 円増額いた します。

保護者負担額につきましては、現行 260 円を 305 円に 45 円増額いたします。 次に、中学校給食費につきましては、現行 350 円を 376 円に 26 円増額いた します。

保護者負担につきましては、現行 327 円を 376 円に 49 円増額いたします。 学校給食費の改定に関する文書を保護者の皆様に配布する予定といたして おります。

今後も、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

2点目は中学校給食の公会計化についてであります。

現在、中学校給食費につきましては、口座振替により中学校の口座に納付いただいており、いわゆる「私会計」方式となっております。

今般、令和6年度から口座振替により大山崎町に納付いただくこととし、町が管理する「公会計」方式に移行する予定としております。

公会計化により、教職員の事務負担の軽減が期待できること、また町の予算 として管理することから透明化が図られるところであります。

なお、公会計化による口座振替の手数料につきましては、町が負担すること としております。

また、公会計化にあたり口座振替の口座を町に申請していただく必要がございますので、口座振替依頼申込書を保護者の皆様に配布する予定といたしております。

私からの説明は以上であります。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告事項について、各委員から質疑等はございますか。

委員 中学校給食の公会計化についてですが、給食費が公会計化になったことにより、私会計はまだ学校に残っているのですか。

事務局 中学校の私会計の部分としては、学校の教材費が中学校の口座で管理する 「私会計」方式のままとなっております。

教育長 最後に、このほか委員の皆さんからのご発言がありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年大山崎町教育委員会3月定例会を閉会いたします。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

# 令和6年3月21日

教	育 長	署名
教育長時	識務代理者	署名
委	員	署名
委	員	署名
委	員	署名
書	記	署 名